令和３年５月22日
AMUSE 規程第 9 号

改定　令和３年12月18日
改定　令和５年５月28日

一般社団法人AMUSE
大学院生研究支援　規程

第１条　【目的】

この規程は、一般社団法人AMUSE（以下「本会」という。）における、本会に附する旭川医科大学外科学講座内において、大学院医学系研究科博士課程医学専攻（以下「大学院生」という。）している会員に対する研究支援について、必要な事項を定めるものとする。

第２条　【助成内容】

第1条で定められた大学院生研究支援とは、新たに研究を開始する大学院生が外科学講座、および外科学講座以外の他講座において行う研究に必要となる研究費を含む経費を、大学院生一人あたり30万円を限度として本会から支出できるものとし、毎年度の定時社員総会にて決定する本会予算（案）で定めることとする。

第３条　【使用詳細】

研究支援の支出については、以下の1～5に定める。

1）他講座に研究委託する際に必要な費用に充填することができるが研究に関わる物品の購入の際の納品書・請求書をもって、本会から支出することができる。

2）支援の対象となる大学院生は研究開始時に公的研究費を持たないことを条件とし、大学院在学中を支出対象とする。

3）支援対象：研究に関わる物品の購入費、研究解析に必要なソフトウェア費用、解析費用、PC、旅費など。

4）支援対象外：研究以外に個人で使用し得る物品。

5）会員同士の親睦目的の飲食等や各代表者個人、会員個人の交際費等には利用できないものとする。

第 4 条　【運用方法】

1. 支出について、申請者は「大学院生研究支援　申請書」を提出し、本会理事または理事が許可したAMUSE幹事の判断のもと、承認を受けるものとする。
2. 研究において経費を使用する場合は「大学院生研究支援　使用届」に記入し、領収書若しくは請求書を添付のうえ、事務局へ提出すること。
3. 他の規定の申請と併用して使用する場合には、他の規程の申請書と共に提出すること。
4. 理事もしくは理事が許可した幹事は、本会に対象となる大学院生の研究開始年度を報告し、その研究開始年度に則り支援を開始する。

第 5 条　【変更・繰り越しの不可】

申請した希望金額がその年度内において不足した場合は、原則として増額請求等は認めないものとする。また、助成金額がその年度内において定められた限度額に達しない場合は、原則として翌年度への繰り越し等はできないものとする。

第 6 条　【支援額超過の場合について】

一度に支出可能な金額は原則30万円を超えないものとし、30万円を超える支出の場合は、理事及び理事が許可した幹事の確認を経て、診療科裁量費やその他の資金により補填するものとする。

附則

1. この規程は令和 3 年 5 月 22 日から施行する。
2. この規程は令和 3 年 12 月 18 日から改定する。
   ※ 名称変更　大学院スタートアップ助成規定より変更
3. この規程は令和 5 年 5 月 28 日から改定、4 月 1 日より施行する。